

水素供給設備整備事業費補助金

公募要領

令和5年4月

静岡県

1 目的

燃料電池自動車は、走行時にCO₂を一切排出しないため、運輸部門のCO₂排出量削減に貢献し、さらに自動車関連産業の振興や災害時の電源供給にも寄与することから、その普及が期待されています。燃料電池自動車の普及のため、燃料充填施設である水素供給設備（水素ステーション）の設置を支援することを目的として助成を行います。

2 事業内容

(1) 補助対象事業

水素供給設備を設置する事業であって、以下の条件全てに当てはまる事業

- ①新たに設置すること
- ②一般社団法人次世代自動車振興センターが行う「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下、「国補助金」とします。）」の令和5年度分の交付決定を受けていること

※水素供給設備整備事業費補助金交付要綱（制定：平成28年静岡県告示第473号）及び水素供給設備整備事業費補助金交付要領（制定：平成28年4月1日）に記載の「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金」は、「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」に読み替えるものとする。

- ③令和6年3月末までに設置および支払いを完了すること

なお、事業の工程上、単年度では事業完了が困難であり、かつ全事業期間の事業費及び年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出された場合に限り、複数年度にわたる事業（以下、「複数年度事業」とします。）のうち、当該年度の工事を対象とする

- ④県の交付決定の時点で、設置に向けた着手をしていないこと

(2) 補助対象者

県内で水素供給設備を設置する法人又は個人

(3) 補助対象経費・補助率（額）

補助対象経費及び補助率（額）は次のとおりです。補助対象経費は、国補助金と同一です。

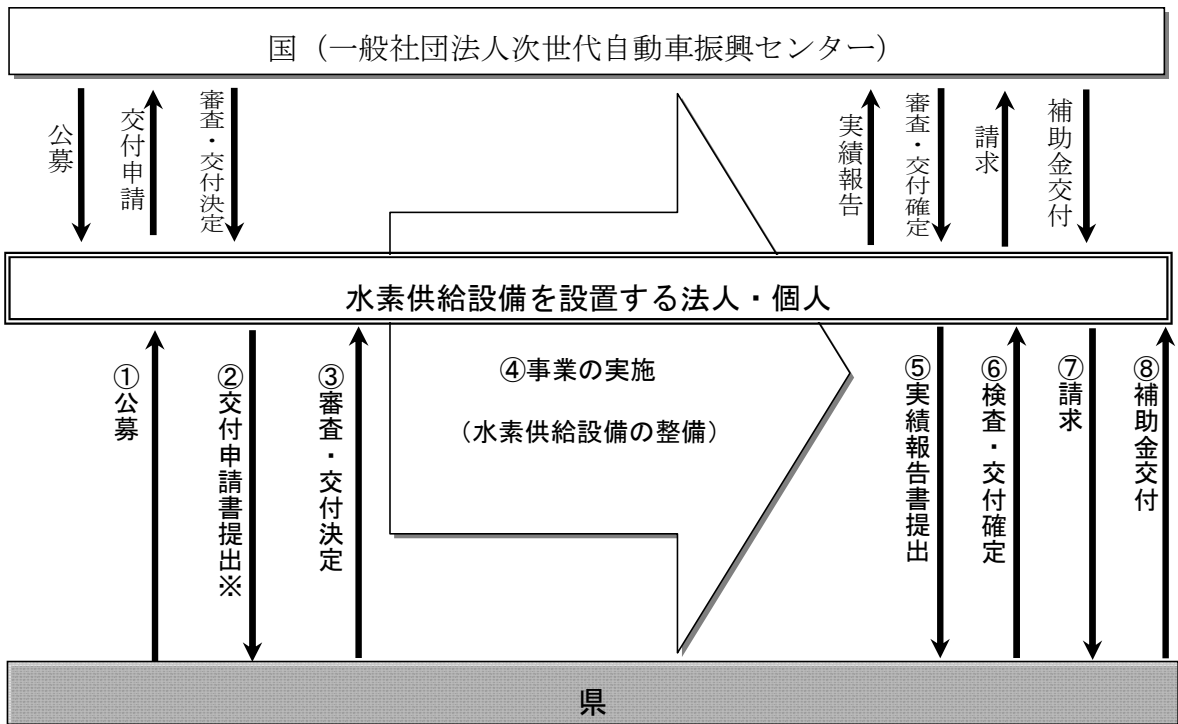
補助対象経費	補助率（額）
(1) 設備機器費	補助率：1／6以内 上限額：1億円 ※ただし、補助対象経費の額から国補助金その他の収入を控除した金額が補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額より少ない場合にはその額とし、1億円が上限である。
(2) 設計費	
(3) 設備工事費	
(4) 工事に係る負担金	
(5) その他必要と認める経費	

(4) 補助のイメージ

例：中規模（水素供給能力 300Nm³/h 以上 500Nm³/h 未満）、オンサイト方式

【国(次世代自動車振興センター)】 1/2 または 2/3 (上限 3.1 億円)	【県】 1/6 以内 (上限 1 億円)	【事業者】 1/3 (約 2 億円)	【事業者】 (約 1 億円)
国と同じ補助対象経費(約 6 億円)			補助対象外経費
整備に要する経費 (例:水素供給設備一式、設計費、官公庁申請費、基礎・撤去・配管・据付等工事費、管理費など)			管理棟、障壁・防火壁、キャンピーなど

(5) 事務手続きの流れ



※国の交付決定前であっても、申請済みであれば、県に対し交付申請することもできます。

3 実施方法

「静岡県補助金等交付規則」、「水素供給設備整備事業費補助金交付要綱」、「水素供給設備整備事業費補助金交付要領」に定めるほか、次のとおり実施します。

(1) 交付の申請

申請を行う補助対象事業者は、「6 (4) 提出書類」に記載の書類を作成し、1部を提出してください。(提出書類は返却しません。公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。)

(2) 交付の決定

申請があった事業内容が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められる事業について、予算の範囲内において採択者を決定します。交付決定の際には、交付決定通知書により補助対象事業者に通知します。

(3) 補助事業の開始

補助対象事業者は、原則、県から交付決定通知を受けて補助事業の開始が可能となります。

また事業者が補助事業に係る契約を行う場合には、執行上著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によっていただきます。

(4) 補助事業の計画変更

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合及び補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に県の承認を受ける必要があります。

ただし、補助対象費用の経費区分の配分変更については、補助対象経費の額の20%以下で変更する場合は、承認を受ける必要はありません。

(5) 事業の進捗状況の確認

事業の進捗状況を確認するため、追加資料の提出依頼や現地調査、中間検査などを行う場合がありますので、御協力ください。

(6) 実績報告及び額の確定

補助事業については、令和6年3月31日までに完了してください。

補助対象事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日を経過した日又は令和6年4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

県は、補助対象事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知します。

(7) 補助金の支払い

補助対象事業者は、確定通知を受けた後に請求書（要綱様式第6号）を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

(8) 複数年度事業について

- ①国補助金において複数年度事業の交付決定を受けた事業は、県が行う「水素供給設備整備事業費補助金」についても、複数年度で交付申請することができます。
- ②複数年度事業に係る補助金申請額、複数年事業の概要、見積り・発注、複数年度事業の留意点及び複数年度事業申請の方法については、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助金交付申請書・実績報告書作成要領において定める複数年度事業の手続きに準拠するものとします。ただし、初年度の事業完了（検収、代金支払い、実績報告）は令和6年3月31日までとします。
- ③初年度交付決定された場合でも、次年度の補助金は次年度の県予算の成立を前提としており、交付が約束されたものではないことに御留意ください。

(9) 取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助事業の実施により取得した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

また、取得財産等管理台帳（要領様式第3号）を作成し、取得前後の比較写真を添付するなどして、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう）しようとするときは、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

この処分あるいは処分に該当する可能性のある手続きを行う必要が生じた場合は、一切の手続き（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書（別添様式第1号）」を提出してください。

(10) 交付規則への違反

静岡県補助金等交付規則に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

(11) 設備利用状況報告書の提出

運用を開始した年度の翌年度以降3年間、毎年度終了後その翌年度の5月末日までに、各年度の水素供給設備における稼働状況等を「設備利用状況報告書（別添様式第2号）」により報告してください。

(12) 事業実績の公表

水素供給設備の整備を促進するため、本事業の導入実績を公表するなど活用を図る予定ですので、あらかじめ御了承ください。

4 想定事業スケジュール

項目	R5年4月	5月	6月	R6年2月	3月
①公募開始	●				
②申請受付	■				
③審査		○			
④交付決定		○			
⑤事業実施※		←	—	—	→
⑥実績報告					●

※国補助金では令和6年2月29日までが実績報告の期限です。

5 公募期間

令和5年4月18日（火）～令和5年5月10日（水）

6 交付申請書類の提出

(1) 提出先・問合せ先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9-6

静岡県経済産業部産業革新局エネルギー政策課

T E L : 054-221-2949

E-mail : energy@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 提出方法

メールで提出してください。

(3) 申請様式の入手

県エネルギー政策課ホームページからダウンロードできます。

・県トップページからの入り方

県トップページ⇒組織から探す⇒県庁の組織⇒経済産業部⇒産業革新局⇒
エネルギー政策課⇒(お知らせ) 令和5年度水素供給設備整備事業費補助
金の受付

(4) 提出書類(正1部)

① 交付申請書(要綱様式第1号)

② 事業計画書(要綱様式第2号)

③ 収支予算書(要綱様式第3号)

④ 補助対象設備及び補助対象経費一覧表(要領様式第1号)

⑤ 国補助金における交付申請書(一式)の写し

⑥ 国補助金における交付決定通知書の写し

※申請時に交付決定通知書が届いていない場合には、通知を受理次第、ご提出ください。

⑦ 下記に掲げる申請者の組織又は身分が確認できる資料

○申請者が法人の場合

ア 登記簿謄本又は現在事項(又は履歴事項)全部証明書の写し(発行から
3ヶ月以内のもの)

イ 財務諸表(直近2ヶ年分)

○申請者が個人の場合

ア 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、個人番号カード、パスポートのいずれかの写し

イ 確定申告書B(直近2ヶ年分)、銀行の当座預金開設に関する証明書のいずれかの写し